

議案第 5 4 号

向日市議会議員政治倫理条例の制定について

向日市議会議員政治倫理条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1 2 条及び向日市議会会議規則（昭和 4 8 年向日市議会規則第 1 号）第 1 5 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 2 4 日提出

提出者

向日市議会議員	天	野	俊	宏
〃	上	田		雅
〃	近	藤	宏	和
〃	富	安	輝	雄
〃	福	田	正	人
〃	米	澤	知	紀
〃	和	島	一	行

## 条例第 号

### 向日市議会議員政治倫理条例

#### (目的)

第1条 この条例は、向日市議会政治倫理綱領に掲げる理念を具体化し、議員が市民の負託に応える高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に政治倫理に関する基本となる事項を定め、市民の議会への信頼の確保を図ることを目的とする。

#### (議員の責務)

第2条 議員は、市民から負託を受けた者として、常に市民全体の利益と福祉の向上をその指針として行動しなければならない。

2 議員は、高い倫理観が求められていることを自覚して、自らの行動を厳しく律しなければならない。

3 議員は、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

#### (政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、向日市議会政治倫理綱領に基づき、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 公私混同を絶ち、議員の公正性及び公平性に疑念を生じさせないこと。

(2) 誠実かつ公正に職務を遂行し、市民に対する説明責任を果たすこと。

(3) 市民全体の利益の実現をめざして行動し、特定の個人、企業又は団体等の利益を図らないこと。

(4) 議会の品位を損なう行為をしないこと。

- (5) 市民の代表として不断に研鑽に努めること。
- (6) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為又はパワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(審査会の設置等)

第4条 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、審査する必要があると認めるときは、向日市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 前項の審査会を設置し、調査及び審査を終了した場合においては、その審査結果を対象議員に対し通知するとともに、これを公表しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。